

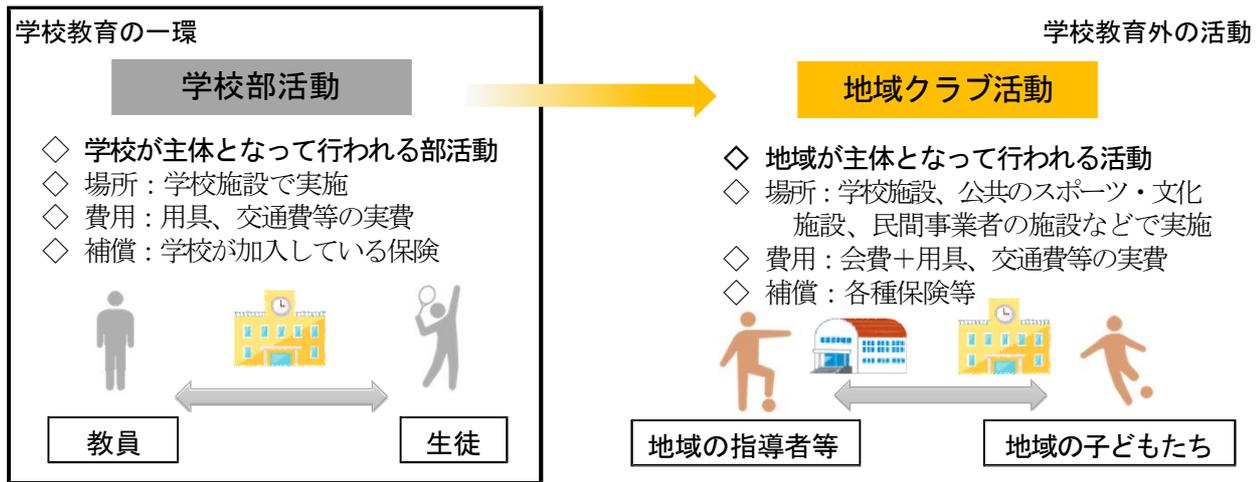
# 地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について

地域クラブ活動に従事することを希望する教員は、西脇市教育委員会の兼職兼業の許可の後、報酬を受けて地域クラブ活動に従事することができます。

この資料は、その際の手続きや地域クラブ活動の留意点の概要をまとめたものです。

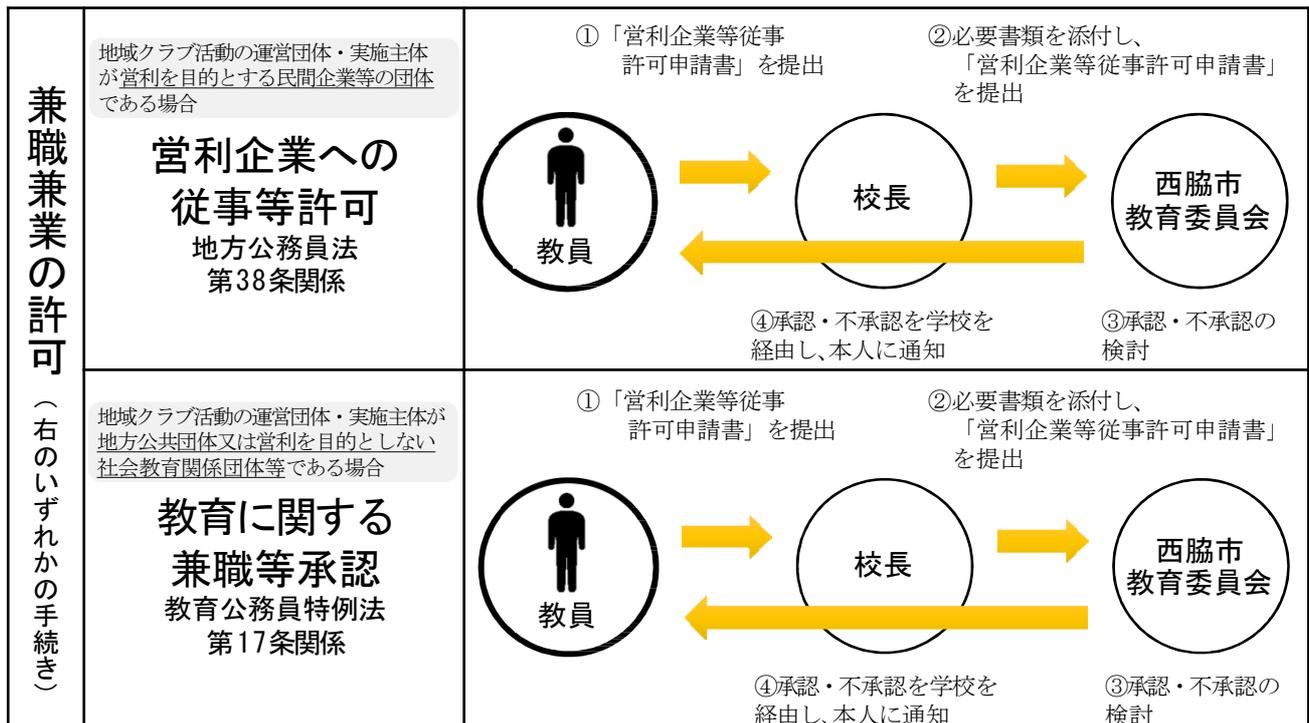
## I. 学校部活動と地域クラブ活動の違いは？

学校部活動は、学校教育の一環である一方、地域クラブ活動は、学校教育外の活動となるため、その際の身分は学校の教員ではなく、地域の指導者等になります。指揮命令権者や事故が発生した場合の責任などが異なることに、留意する必要があります。



## II. 地域クラブ活動への従事に係る手続き

教員が勤務時間内外に報酬を得て地域クラブ活動に従事する場合は、従事開始前に校長へ相談・了承の上、営利企業への従事等許可又は教育に関する兼職等承認のいずれかの手続を経る必要があります。



## ※無償ボランティアで、地域クラブ活動に従事する場合

- ・勤務時間外にボランティアとして無償又は交通費等の費用弁償の範囲内のみで地域クラブ活動に従事する場合は許可又は承認は不要です。
- ・この場合でも、校長はその従事内容や従事時間等を適宜把握し、当該従事の負担により間接的にでも公務遂行に支障が出る可能性がある場合や当該従事内容が職員としての職の信用失墜行為に当たる可能性がある場合には、職員への指導を行うなど服務監督を徹底する必要があります。

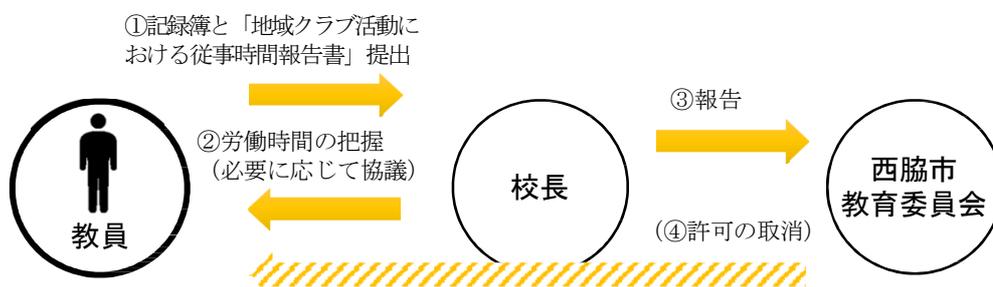
### Ⅲ. 「営利企業等従事許可申請書」提出時の校長確認事項について

地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に当たって、本人の意思や公務の遂行に支障がないかなどに留意し、兼職兼業の可否を判断します。

<input checked="" type="checkbox"/>	<p>① 地域クラブ活動への従事が、教員本人の意思であるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 地域クラブ活動での指導を希望しない教員が、地域団体や周囲の教員等からの要望や同調圧力により指導を断ることができないような事態が発生していないか。</li> </ul>
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>② 公務の遂行に支障がないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 地域クラブ活動で従事している最中に、急遽教員としての勤務が必要となった場合には、教員として勤務に当たることが可能となるよう依頼元団体との間で調整がなされているか。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 教員の当該事業又は事務に従事する負担により、直接間接に心身に疲労を蓄積し、本来の公務能率に支障を及ぼすおそれがないか。</li> </ul>
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>③ 時間外在校等時間と地域クラブ活動での従事時間の合計が、単月100時間未満、複数月平均80時間以内になることが見込めるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 教員の心身の健康の確保のために、目安として、時間外在校等時間と地域クラブ活動における従事時間の通算が月45時間以内となることが望ましい。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 上記はあくまで上限を示しているものであり、上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならない。</li> </ul>
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>④ 学校や教師の信用を失墜させるおそれはないか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 地域クラブ活動に注力しすぎて教師等としての職務がおろそかになるおそれがないか。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 地域団体等から社会通念上適当といえない高額な報酬を得てないか。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 勤務先等の学校の生徒を、その意思に反して、地域クラブ活動への参加を促してないか。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 勤務時間と地域クラブ活動に従事する時間が重複していないか。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 活動場所、指導体制、指導内容等から判断して学校の業務の一部であるとみなされるおそれがないか。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 地域クラブ活動内容が、「西脇市地域クラブ活動に係る方針」から逸脱したものになっていないか。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 地域クラブ活動中における責任の所在や、事故に対応する保険加入などが整理されているか。</li> </ul>

## IV. 地域クラブ活動での従事時間の把握

校長は、職員の心身の健康の確保の観点から、地域クラブ活動に従事する教員に報告を求め、地域クラブ活動の従事時間を把握し、時間外在校等時間とあわせて管理します。



- ・校長は、地域クラブ活動での従事時間を把握し、教員としての時間外在校等時間と地域クラブ活動での従事時間の合計が単月100時間を超えた場合は、速やかに教員と協議し、翌月以降の時間外勤務や地域クラブ活動での従事時間の縮減を図るなど、教員の心身の健康管理を適切に行ってください。
- ・翌月以降も改善が図られない場合は、西脇市教育委員会が許可の取消を行う場合があります。



教員の心身の健康の確保の観点から、月45時間以内となることが望ましい

## V. 地域クラブ活動に従事する場合のその他の留意点

### ◆ 教員の品位の維持・信頼の確保

- 教員としての勤務時間外であっても、信用失墜行為の禁止など地方公務員として遵守しなければならない事柄には、当然従う必要があります。
- 地域クラブ活動に従事することによる心身の著しい疲労のため、職務に対する能率に悪影響を与えることがあってはなりません。
- このほか、職務の公正の確保を害したり、教員の品位をおとしめたりするおそれがないか、公務に対する信頼の確保に悪い影響を与えないものであるか等に留意する必要があります。

### ◆ 指揮監督権者について

- 教員が地域クラブ活動に従事する際の身分は学校の職員ではなく地域団体等の一員であるため、地域クラブ活動中は校長ではなく地域団体等の指揮監督に従う必要があります。

◆ 地域クラブ活動中の事故等について

- ▶ 地域クラブ活動中の事故は、学校ではなく、地域団体等が責任を負うこととなるため、事故等に備えた保険に地域団体等が加入しているか確認すること。また、業務委託等の場合は委託を受けた教員個人が責任を負う場合があるため、事前に委託契約等の内容を確認し、必要に応じて賠償責任に対応した保険等への個人での加入を検討すること。
- ▶ 教員本人に事故があった場合、損害賠償等の民事上の責任等については、基本的に地域団体等との雇用関係において対応がなされるものであること。なお、地域クラブ活動は学校の管理下にないため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済金給付制度」等は利用できません。そのため、地域団体等において一括した保険に加入しているか、対象者や補償範囲等を確認し、必要に応じて教員本人、生徒各自での加入についても検討すること。

◆ 教員としての指導と地域団体等の職員としての指導は明確に区別する必要があること。

◆ 地域団体の業務に従事するに当たって、生徒等の個人情報の取扱いに留意すること。

◆ 必要に応じ確定申告等の手続きを適切に行うこと。

(参考) 地域クラブ活動に従事する教員の兼職兼業の形態の例

教員が地域クラブ活動に従事する場合、下表のとおり、様々な地域クラブ活動の運営主体や勤務形態の活動に従事することが想定されます。  
指揮命令権者や賠償責任の取扱い、兼職兼業の許可の要否等が異なります。

地域クラブ活動運営主体	自治体	民間の地域団体 (民間企業、クラブチーム等)			その他
		勤務形態	雇用	業務委託・請負	
a. 指揮命令権者	(教員本人)	運営主体 (企業等)	(教員本人)	(教員本人)	(教員本人)
b. 賠償責任	教員本人	運営主体 (企業等)	教員本人	教員本人	教員本人
c. 兼職兼業許可手続き	営利企業等 従事許可	営利企業等 従事許可	営利企業等 従事許可	営利企業等 従事許可	不要
d. 報酬等の性質	謝金 (委託報酬)	賃金	売上	謝礼	—

(本資料にかかる問い合わせ先)  
西脇市教育委員会 教育創造部 学校教育課  
電話：0795-22-3111